

Title	フーコーの法権利：系譜学的なもの と 戦略的なもの
Sub Title	A study of Foucault's "droit" : the genealogical and the strategic
Author	葉, 晨陽 (Ye, Chenyang)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2023
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). No.136 (2023. 3) ,p.165- 203
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20230315-0165

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フリーコーの法権利

——系譜学的なもの と 戦略的なもの——

葉

晨

陽

- 一 序論
- 二 権力論における法と規範との差異
- 三 系譜学、その相対化の可能性
- 四 古い法の不適切
- 五 新しい権利へ向けて
- 六 結論

一 序 論

本稿における議論の中心となるのは、以下の二つの問題である。なぜフーコーは法権利をポジティブに捉えることができたのかという問題と、フーコーによってポジティブに取り扱われた法権利とは何であるかという問題である。以下、まずこの二つの問題に関する先行研究をまとめていく。

周知の通り、「法権利」⁽¹⁾に対するミーシェル・フーコーの態度は、決して好意的とは言えない。それどころか、彼の著作から、しばしば近代における法の役割を「貶める」ような言説すらも見て取ることができる。

例えば、『知への意志』においてフーコーが従来の抑圧的でネガティブな権力論を批判したり彼なりの生産的でポジティブな権力論を掲げたりする時に、前者の典型例として取り扱っているのは、まさに「法―主権権力」なのである。以下の引用は、フーコーの「法権利に対する」こうした態度を最も端的に示していると言える。

そして、もし司法的なもの (le juridique) が、完全な形ではないにせよ、本質的に徴収と死に集中した権力を表象するのに役立つことが事実だとしても、それは、法権利によってではなく技術によって、法律 (loi) によってではなく正常化によって、刑罰によってではなくコントロールによって作動し、国家とその装置を越えてしまうレベルと形で行使される権力の新しい過程とは全く異質なものである。我々は既に数世紀以来、司法的なものが権力を法典化／コード化したり自らを表象の体系としたりすることがいよいよ少なくなるような型の社会に突入しているのだ。フランス革命とそれに伴った憲法や法典の時代が近い未来に法権利による支配を約束していたという過去の時代から、法権利による支配が既に衰退し始めている。我々の下降線は、我々を法権利による支配からますます遠ざけている。⁽²⁾

つまり、ここでフーコーにとつて、法は処罰を科し禁止を命じる国家権力、あるいは主権権力の一般化した形式の次元のなかで捉えられている。この意味で、排除と抑圧を主な機能とした法は、近代社会においてうまく機能してきたが、生産をその主な機能とした、近代社会の新たな権力形式、すなわち規律権力や生権力（以下、個人の生に対する権力と人口の生に対する権力をまとめて生権力と呼ぶ）との間で齟齬が生じてきた。

従つて、近代社会を理解するには、もはや時代遅れの古い主権権力の表象である法よりも、むしろ生権力などの新たな権力形式の方にこそ、関心を払うべきだというのが彼の考えである。

アラン・ハントとゲリー・ウィッカムをはじめとした一部の研究者は、こうしたフーコーの立場を批判した。彼らが言うには、フーコーは暴力に満ちた中世の法とその残存物であった絶対主義時代の法をモデルにして、まるで刑法を法の唯一の形であるかのように見ている。その結果、近代における法の新たな発展と近代社会を説明する上での法の適用性や可能性を見落としてしまったという。

ハントやウィッカムによれば、フーコーは法を軽視したり近代社会から法を排除したりすることによって、自らの理論の説得力を弱めてしまったのである。⁽³⁾

こうしたフーコーに対する理解は、確かにフーコー自身の言葉に部分的に由来しているとはいへ、あまり正確なものであるとは言えない。以下にあげる二つの観点から、こうしたフーコー理解に反論することができる。

まず、フランソワ・エワルドによれば、フーコーは、法の近代における発展を見落としてしまったというよりも、むしろ近代的な法の特徴を示したといふべきである。フーコーの研究によって明らかになっているのは、近代社会が規範の社会ということである。規範は、社会に同質的で相互に互換的なものを産出する基準（標準化した文法、製造規格など）を提供することによって、社会を構成し統治する機能を果たしている。

社会を構成したり統治したりするこうした規範（あるいは諸規範）は、当の社会の外部ではなく、内部の中で生じ

てきた。とりわけ、内部において諸々の連合や対抗を繰り返し、その相互関係の中に生じてきたものである。⁽⁴⁾

そしてエワルドは自らのフーコー理解に基づいて、フーコーの中で法がどう位置づけられていたのかを考察している。つまり、中世と初期近代における、社会の外部にあつて普遍性と不易性を有していた自然法と比べると、フーコーの研究からは、近代的な法、すなわち社会法は、一つの動的な社会とその社会における内生的で動的な規範に従つて作られるものであり、様々な対抗と紛争を社会的諸規範が認める範囲に調節する機能があると見える。法、特に社会法は主権の意志ではなく、社会規範が安定的に表象したものととして、近代においても依然として機能している。⁽⁵⁾

また、ベン・ゴルダーとピーター・フィッツパトリックも、彼らの共同研究において、エワルドの観点にある程度賛意を示しており、ハントやウィッカムらを「排除論者」と呼んで批判している。⁽⁶⁾

彼らが言うに、ハントやウィッカムらが誤読したのは、主にフーコー自身が法に関する議論を首尾一貫した形で出さなかったことに由来している。しかし、実は文脈ごとくにフーコーの法に関する議論を読み解いてみると、フーコーは実際にはある特定の法とその法による近代政治の解釈にしか反対していないといわれる。

そして、エワルドが社会法を取り上げたように、彼らもまた、フーコーにおける法の有する社会性を主張しながらも、一方でエワルドが言う規範に基づく法という解釈からは一定の距離を置いている。

彼らによれば、規範による法という考えは、規範を生産し維持する権力に法を従属させるものである。しかし、もし法が実際に規範に従属しているとすれば、法と権力との間にしばしば見られる齟齬（例えば政治権力に侵害された時の法的救済）を説明することができなくなる。従つて、彼らはフーコーの法を、社会を構成する時に、権力と協働・対抗し、権力に対して独立性を持ったある種の形式的な技術の総体として捉え、さらに、こうした法は、その形式的な性質（あるいは内実の空白）のために、常に「外部」からの変化と影響に対応しながらも、総体としては消えることなく存在し続けることができるのだと考えている。そのため彼らにとっては、フーコーによって描かれた近代社会

の図式においても、法は依然として機能していることになる。⁽⁷⁾

エワルドの研究、そしてゴールドナーやフィリッツパトリックらの先行研究からわかることは二つある。第一に、フーコーは彼の研究から単純に法を排除したわけではなく、主権と国家によって独占された法にのみ反対しているという点である。第二に、フーコーにおける法をめぐる議論は、規範と切りはなして論じることができないという点である。フーコーは、法に関する研究において「規範による法の植民地化」と「規範に対する法の完全なる独立性」という両極の立場をそれぞれ主張してきた。そしてこの両極のうちに、研究者たちは殆ど一貫した理論を見出さなかつたが、フーコーは確かに規範と結びつけて法を思索していた。それゆえ、その事実を認めた上で、彼の法に関する言説を位置づけていく必要があるだろう。

例えば、マチュー・ポット＝ボンヌヴィルは、よく見られる法学・法哲学からのフーコーに対する批判、つまり批判による法学の破壊、法現象に対する無視、「人間の死」による主体（特に法主体）の構築不可能という三つの批判に對して反論し、フーコーの法に対する批判が実験的な性格を有していたことを強調する。⁽⁸⁾

また、フーコーの「新しい権利」をめぐる、パオロ・ナポリとマルシオ・アルヴェス・ダ・フォンセカはこれに似た観点、つまりフーコーが反規制的な法の到来を呼びかけていることを強調し、さらにフーコーにおいて、権利は普遍的ではなく、局所的で実践的な権利であったという解釈を提示している。⁽⁹⁾ また、関良徳は彼の研究において、特に「個別的な真理」を「語り続ける権利」を新しい権利の要義として捉えフーコーの法批判と倫理学との架橋を試みている。⁽¹⁰⁾

以上の先行研究からもわかるように、フーコーのテキストにおいて法権利に関するポジティブな構想を見て取ることが出来る。研究者の間では、フーコーの法権利の議論は彼の権力論に基づいているという了解があるが、権力論がいかに法権利の議論を形成するのかにについてはほとんど論じられていない。

従って、本稿はこれまでの研究を踏まえつつも、権力論における系譜学的な要素に注目することによってこの点を明らかにする。本稿の立場から見れば、フーコーにとって、系譜学は単なる学問的アプローチではなく、同時に一つの哲学的な「世界観」でもある。しかも、こうした世界観は不安定で動的な特徴を有するのだが、フーコーはあえてそうした世界観の中にすべての概念を位置づけようとしているのである。ゆえに、フーコーの法権利に対する批判は、決して法権利を廃棄するためのものではなく、法権利を異なる権力の間で自由に行使する空間を創出するために必要な構想を見つけることができるのである。ここで、本稿のテキスト解釈の方針を提示しておこう。フーコーのテキスト群は、公刊著作を中心とした書かれたもの (*écrits*) と講演、インタビュー、講義などを中心とした語られたもの (*dit*) に分かれている。本稿は、この二つを同等に取り扱う。なぜならば、フーコー自身が彼の権力論に従って生きたと仮定すれば、純粹な知的営為としての書かれたものであれ、政治における実践的活動としての語られたものであれ、彼にとって権力行使という次元で統合されており、どちらも同様の重要性を有するからである。

本稿は六章から構成されている。第一章(序論)に続き、第二章ではフーコーの権力論の考察を通じて法権利と規範との概念上の差異を整理する。第三章ではフーコーの系譜学を通してそこにおける法権利が占める位置を明らかにする。第四、第五章では再び法権利と規範との関係に立ち戻り、法権利が批判的な機能を持っているとすれば、どういう意味で「新しい権利」が必要であるかを説明し、さらにこの新しい権利の内容やあり方を明確化する。最後の第六章は総括である。

二 権力論における法と規範との差異

本章では、フーコーのテキストを分析することを通して、権力論から見ると法と規範とは、いかなる意味で区別することができるのかを明らかにする。⁽¹¹⁾

『知への意志』の最終章においてフーコーは、主権権力と生権力との差異について説明している。生の増殖とその質の向上に注目している生権力と比べると主権権力は、もっぱら死に集中しており、死を通して統治を行っているのである。ここで、法権利に関する議論は、基本的には主権権力をめぐって組み立てられている。「死なせるか、あるいは生きるままにしておくか」という形で行使されてきた主権権力は古代ローマにおける家父長の生殺与奪権まで遡ることもできるが、フーコーはここで議論を主に近代に限定している。

自然権を政治権利に転換しそれを再配分する法は、常に事実上死なせることができる主権権力を後ろ盾にしなければ成立しない一方で、その権力による統治を順調に進める装置としても機能する。子供の命を「自由に扱う」、絶对的な生殺与奪権と違い、近代の主権権力は恣意的に統治対象を殺すわけではない。主権権力は法を通して、合法と違法の領域を作り出し、後者を自分の領域として力行使するのである。⁽¹²⁾

ここで、主権権力の行使は法を通して間接的に正当化されるが、それは依然として主権者の命令や意志であるため、法に違反することは、主権者に対する侵害、さらには宣戦布告と見なされ、制裁を受ける——そしてそれは最悪の場合を意味する——可能性がある。⁽¹³⁾ つまり、法は確かに主権権力の行使を間接的にしたが、主権権力は依然としてその絶对的な力行使する可能性を保持している。⁽¹⁴⁾ そしてこうした絶对的な力の行使は、まさに違法という領域の中ではっきりとした姿を現す。

死なせる権力によって成立し、そうした権力と切りはなすことができない法というものが、抑圧的な性格を帯びるのは意外なことではなからう。この角度から見れば、法は確かに統治対象を合法の領域の中に制限し、それらが違法の領域に入ることを禁じる命令である。

主権権力の行使の手段として語られるこうした法は、概念的に生権力の表象としての規範とぶつかり合う。なぜならば、生権力というものは、既に論じたように、生の増殖とその質の向上に注目しているからである。そのため、生権力は主権権力と全く異なる出発点を持っている。というのは、「それらが欲しくない」という主権権力のネガティブな言葉に対して、生権力は「それらが欲しい」というポジティブな言葉を中心に据えるからである。

より具体的に言えば、法は価値を定める、つまり規範性を持っているが、「人を殺すな」、「人の物を盗むな」というように、ある行動を禁じる形で価値を消極的に規定する。それと比べると、「規範は、自らのうちに価値付与の原理と矯正の原理とをともに備えている。規範の役割は、排除したり拒絶したりすることではない。逆に、規範は常に発明と変容のポジティブな技術、規範的（『規範形成的な』）企図に結びついているのである⁽¹⁵⁾」。言い換えれば、規範による統治は価値を定めながらその価値をよりよく実現させるように、積極的な行動を取るものである。従って、フーコーから見れば、個人に対する生権力として、ある目的をより効果的に達成させるために規範を作ったときも、人口に対する生権力として規範を作ったときも、いずれにしても常に規範に合うこと＝正常なものが、規範に合わないこと＝異常なものに対して優越する⁽¹⁷⁾。

そこにおいては、規範が規範でありうるために正常なものに関する知を構築することが必要不可欠である。それゆえ、生権力は法のようにある対象を禁止するものではない。常にある対象を積極的かつ肯定的に生産することによって力を行使するのである。

こうした二種類の権力行使は、その始まりからして大きく違うわけであるが、こうした違いに加え、私たちはさら

にそれらの権力行使において対象にも差があることに気づくだろう。主権権力や法の統治における合法・違法という絶対的な区別は生権力や規範の統治には存在しない。

もし主権権力が、その行使の「頂点として、生を抹殺するためにそれを掌握するという特権の形を取った」ものであるならば、つまり、主権を侵害する領域における統治対象を殺すという目的のみによって統治対象の生を禁じたり抑圧したりする関係を作りあげ、禁令に違反した対象にしか積極的に介入しないものであるならば、それに対して、生権力の統治はより全面的で積極的に介入するものである。「しかし、生を引き受けることを務めとした権力は、連続的で調整作用をもち矯正的に働くメカニズムを必要とするはず」である。¹⁹⁾

確かに生権力は、規範に合うか合わないかによって、正常と異常という二つの領域を分けてきた。しかし、こうした区別の間には、共に権力の作用を受けらるうちに、権力によって一種の連続性が構築される。²⁰⁾ 規範の行使すなわち正常化という視点から見れば、異常なものものの回収は、規範の存在を否定して取り消すものではない。法は契約論的な等価性に基づいて、違法者に対する制裁として、常に違法者の権利を奪うことで行使されるようになる。²¹⁾ 従って、違法者に対する法の行使は、常に法権利の外部に発生するため、その可能性は、法権利の存在を否定し取り消すことを内包している。

一方、異常なものを正常なものにする正常化の過程で、規範は異常者の中で再現されるべきものとして機能している、つまり規範の行使は規範自身を否定することには繋がらない。異常なものは規範において規範がない領域に入らないため、たとえあったとしても、規範を否定するものとは言えない。それはただ規範からの偏移や逸脱であるに過ぎない。異常なものは規範からただ逸脱しているだけであり、異常なものとは正常なものは、本質的に異なるものではない。²²⁾

そしてこうした連続性を踏まえると、生権力は異常という領域のみならず、正常の領域でも行使されなければなら

ない。なぜならば、異常なものには位置のずれている正常なものであり、正常なものには常にずれる恐れがあるということが、この連続性の中で捉えられるからである。そのため、規範の中で、正常なものが異常な領域へ滑り込むことを防止し、異常なものを再び正常の領域へと回収させることが構想されるのである。規範は権力と比べて、異常の領域を開くだけでなく、正常の領域から全領域にまで広がるような可能性を持っている。

よって、フーコーにおける法と規範との区別は、彼が法の規範性を見失ってしまったために生じたものではなく、むしろ前述したように、権力が行使される際の、その行使のされかたによって区別をした結果、生じたものにほかない。

法律が規範との間に持つ関係は、規範性とも呼べるものが法の命令に既に内属的なものとしてあるということを確認に示してはいるにせよ、その規範性（法律に内属的な、もしかすると法律を基礎づけているのかもしれない規範性）を、私たちがここで正常化の手続き・手法・技術と言った名で標定しようとしているものと混同することは決してできない。……私が標定しようとしている問題はそう（法律の機能と役割）ではなく、正常化の諸技術が——法律システムから出発して（その下で、その余白で、もしかするとそれと逆向きに）——どのように展開されるかを示すということなのである。⁽²³⁾

従って、法と規範を概念として区別することを通して、フーコーは、彼の強調したい近代政治の新しさ、つまり規範の統治における正常化といったものを確定することができるようになった。一般的には、近代政治の発端（少なくとも最も重要な一つ）は、主権論の成立だと考えられている。しかし、主権を生殺与奪という君主の古い権利とほぼ同一視することで、フーコーは至上の君主やその意志 \parallel 法をめぐって構築された統治のモデルが実際のところ、依然として権力を上から下に行使するような権力論に基づいているとはっきり指摘している。

彼によれば、こうしたモデルは、政治的な領域において起こった様々な現象を法の現象、つまり権力の合法的な行使や法に対する主体の服従として捉えている。主体化＝隷属化 (assujétissement) が、法秩序の中に編入する過程としてしか表現されてこなかったのである。

結局、政治に関する理解と考えは、法を中心に展開されてきたので、国家が行動の主体ではない「支配の事実及びその結果」、⁽²³⁾「中心的位置にある王ではなく相互関係にある諸主体、唯一の体系の中において考えられた主権ではなく社会集団の内部に位置して機能する複数の主体化＝隷属化」といったものが見落とされている。言い換えれば、主権権力―法―国家という三位一体的な視点は、権力の「国有化」⁽²⁴⁾によって下部から生じて統治の遂行に役立った。そしてその結果、それを支える諸々の権力関係の存在と機能を隠してしまったのである。

こうして、法に対するフーコーの批判は、彼が新しい権力論と視点を確立するためのプログラムの一つであったことが、わかるだろう。

とはいえ、フーコー自身がこうしたプログラムにおいて「王の首を切らなければならない」と呼びかけ、「法―政治理論」(theorie juridique-politique)を「権力を分析しようとするならばまさしく脱却しなければならない」ものと見なしていると言つても、⁽²⁵⁾そこから彼が法を否定したと速断してはならない。むしろ、系譜学的な視点への転換によって、フーコーは法を自らの体系に包摂することになったのである。次章では、フーコーの系譜学の枠組みにおける法の位置づけについて論じていく。

三 系譜学、その相対化の可能性

主題化された「法」対「規範」という図式の下で、フーコーが度々前者を激しく批判したりするところ、そして新

しい権力論の樹立を目指したりするところを読むと、一見して私たちは彼が法に対して否定的な態度を持っていたと思ってしまう。しかし、もし私たちが系譜学という大きな視野の中で見ていけば、フーコーのこうした批判は、法を否定するものではなく再び法を位置づけること、つまりその価値を再評価する試みであることがわかるだろう。

系譜学的な研究を通して、主権権力と法によって構築された単一で同質化した統治の中に、フーコーは主権権力と規範という概念的にはまったく異質なものを見つけた。異質なものを組みこむことで、フーコーは、主権と法の普遍的な統治がかつて思われていたほど普遍的ではないことを証明し、これを普遍的と見ることに異を唱えてきたが、だからといって、主権と法それ自体を否定しているわけではない。「ニーチェ、系譜学、歴史」においてフーコーは以下のように系譜学の性格を示している。「由来の複雑な糸の繋がりを辿ることは逆に、起こったことを、固有の散乱状態のうちに維持することである。それは、偶発事、微細な逸脱——あるいは逆に完全な逆転——、誤謬、評価の誤り、計算違いなど、我々にとって価値のある現存物を生み出したものを見定めることである」(傍点引用者)⁽²⁶⁾。つまり、「起こったことをそれに固有の散乱状態のうちに維持する」という意味で、異質性の発見というのは、異なる概念の存在を取り消すものではない。異なる概念の間でその概念が持つべき位置を確定するものにほかならない。主権権力と法に対して主権権力と規範が異質なものであるように、主権権力と法は異質な性格を持っている。そして、異なる性格を持つものは、異なる側面で自らの機能を果たすのである。

主権権力と法は単一の平面構造ではなく、系譜学によって複数の権力による多層構造であることが見えてくる。そして、フーコーがこうした多層構造を意識していたことは、以下の言葉からも容易につかみうる。

現出は対決の場所を示すのである。そうはいっても、それが闘争の繰り広げられた、閉鎖的な場であるとか、敵対者たちが対等に向かい合う平面であるとか、思いこまないように気を付けなければならない。それはむしろ——「ニーチェの」善いものと

悪いものの例が証明しているように——「一つの『非場』(non-lieu)、純粹な隔たり、敵対者たちが同じ空間に属していないという事実なのである。従って現出の責任を負うべき者というのはいかなる誰でもないし、現出をおのが功にして誇りうる者も誰もない。現出は常に間隙の中で生じるのである。(傍点引用者)⁽²⁷⁾

従って、フーコーに「法」対「規範」という図式の下で二者択一を迫ること、特に彼が規範を法に置き換えたという誤った見かたを、私たちは避けなければならない。実際には、フーコー自身も述べているように、「ある要素があつて次に別の要素が来るとか、ある要素が登場してそれ以前の要素を消滅させる、というような一連の流れがあるわけではない。規律メカニズムが法メカニズムに取って代わり、安全メカニズムが規律メカニズムに取って代わつたというのではない⁽²⁸⁾」。主権権力と生権力、法と規範のどちらかでないのではなく、法と規範は動的な関係の中で考えなければならない。ここで、フーコーの主権権力と法に対する二重の態度が明らかになってくる。

第一に、フーコーは主権権力と法が単一の権力によって構成されるという考えを否定し、それらが複数の権力によって構成されるという、より総合的な考えを提示した。第二に、フーコーは法権力が持つ普遍性を否定した上で、主権権力と法(その視点をも含める)を一つの機能として批判的に再肯定した。主権権力と法はフーコーにおいて意味のないものではなく、批判によって確定したある一定の範囲内で、つまり権力関係の網の中で一つの網目として、もつと言えは一つの幻想として機能し続けるのである⁽²⁹⁾。

主権権力と法が系譜学的なアプローチを通して権力関係の網へと再編入すること、そしてその再編入に伴って生権力と規範という対立項が相対化されることを理解するために、ここで、「戦争⁽³⁰⁾」という概念の位置づけに関する議論に立ち入らなければならない。フーコーの文脈の中で、「戦争」という言葉は互いに異なりながら関連しあう二つの意味を持っている。

第一に、権力を分析するとき、すなわち様々な権力がいかに関係を結成し、関係として機能するかを分析する場合に使われる「戦争」がある。その意味では、ダニエル・ドゥフェールの整理によれば、一九七一年の『知への意志』⁽³¹⁾から、フーコーは既に「戦争」を系譜学に重要な一つ概念として語り始めているという。第二に、主権権力と法の普遍的な図式を動揺させる様々な歴史の現実、つまり実際に起こった様々な戦争（特に社会的戦争＝内戦 (guerre civile)）がある。それは、一九七三年の『処罰社会』からフーコーの中で主題化してきた⁽³²⁾。そしてこの二つの意味で（特に二番目の意味で）、規範は、「戦争」の概念に隷属すると見なすことができる。なぜならば、規範ないし規範の行使、つまり正常化は、フーコーによれば、そもそも社会的戦争の中で社会を侵害し退化させるものから社会を防衛する方策として産み出されてきたものだからである。従って、法と規範との関係を論じる上で、「戦争」を考察する必要が生じてくる。

だが、一九七六年以降、フーコーは「戦争」の概念に対する関心を次第に失っていった。ミシェル・スネラールによれば、フーコーが関心を失っていったのは、「統治」について関心を持ち始めたからだという。つまりフーコーの研究の重心が権力分析論から主体の倫理学へ移行するに従って、彼は「戦争」への関心を失っていったというのがスネラールの解釈である⁽³³⁾。もちろん、その考えにも一理あるだろうが、より具体的には、少なくとももさらに二つの理由が考えられるだろう。第一に、「戦争」はフーコーの用語例において依然として「抑圧」などの、フーコーが批判しようとする権力論のニュアンスを含んでいる。「抑圧としての権力と戦争としての権力が互いに結びついたのは」抑圧とは結局のところ、戦争の政治的帰結ではないかと考えられるからである。「言うなれば、契約—圧制 (contrat-oppression) は司法的な図式であるのに対し、戦争—抑圧 (guerre-repression)、あるいは支配—抑圧 (domination-repression) の図式において問題とされるのは、……闘争と服従との対立だということになる」⁽³⁴⁾。こうした「戦争」は、主権権力と法に抗するための言説として用いられているが、常にある種の支配状態と論理的に関連しているため、も

しフーコーが敵味方を対立させ敵を鎮圧し抹殺することを暗黙的に含意する抑圧的な権力論のイメージを清算しようとするのならば、用語上で「歴史を通じて法の連続性に敵対性と断絶をもたらす『歴史—政治的』言説ではなく、最初の法、始原の権利に依拠する『法的』言説の一変種」であった「戦争」という概念の不適切性が段々明らかになってきた。³⁶つまり、この概念が、動的な関係を意味しながらも、動的な関係の停止、敵味方双方の暴力によって平和をもたらそうとする意志をも含んでいるのである。従って、フーコーは、「戦争」によって提示された不安定な力動性を保持しながら別の概念装置を探し始めた。³⁷第二に、系譜学の内的な論理の要請によって、「戦争」に対する主題化を放棄したと考えられる。実際ドゥフェールの指摘している通り、「戦争」が主題化されていく中で、フーコーにとって「戦争」と系譜学とは、語法としてそれらの意味が高度に重なり合ってくるのである。³⁸

ただしここで、「戦争」はそもそも複数の、互いに異質な権力が協働・対抗することによって構成される不安定な状態を示す言説であり、必ずしも系譜学と一致するわけではない。そうでなければ、「戦争」を放棄した晩期のフーコーにとって「主体の系譜学」は語りえないものになってしまうだろう。また、次の言説も注目に値する。

出来事——その意味するところは、一、つ、の決定、一、つ、の協定、一、回、の君臨、一、回、の戦いではなくて、逆転するさまざまな力の関係、奪い取られる権力、つかみ直されこれまでの利用者に対して逆に突きつけられる語彙、弱まり、弛緩し、自身に毒を与える支配、仮面をつけて登場する他者だと理解しなければならぬ。³⁹（傍点引用者）

ここに見いだされるのは、フーコーの系譜学的なパースペクティブにおいて、戦争ないしその結果として生まれる征服や服従は依然として存在するが、主権権力や法と同様に、単なる諸関係の一つとして捉えられているということである。関係そのものも、現れてから永久に全てを決定し支配するのではなく、「自身に毒を与える」がゆえに常に

不安定であり続けるのである。そしてまた、多層構造の系譜学的なパースペクティブにおいて、諸権力の関係がいかにさらなる関係を結成するののかという問題が焦点となってくる。従って、「戦争」を放棄することをフリーコーの「一九七〇年に始まった系譜学的分析のプロセスの終止として理解すべきだ」というドゥフェールの主張は、⁽⁴⁰⁾適当なものとは言えない。「戦争」がフリーコーにとって主題ではなくなるのは、系譜学的分析の終止というよりも、むしろ系譜学内的な論理がそう要請したためだと言わなければならない。

つまり、「戦争」はフリーコーの中で、一つの分析の道具として、また関係を規定する視点として、その抑圧的なニュアンスが薄められた上で系譜学に組みこまれた一方で、⁽⁴¹⁾戦争そのもの、すなわち歴史の中で実際に起こった戦争（もちろん、実際に起こった戦争に由来する視点と言説としての「戦争」は必然的にその戦争に含まれている）は、系譜学的なまなざしの下で、ただ諸関係の一つとして相対化されるのである。

従って、系譜学的な考察によって主権権力と法が相対化されただけでなく、その対立項であると思われるものも、同様に系譜学的なパースペクティブにおいて相対化されていることに、私たちは注意を払わなければならない。フリーコーの相対化は、新しい中心を構築することで古い中心を相対化することではない。それは、仮に中心があっても一時的でしかなく、全ての要素が常に相対化されていくようなプログラムである。この意味で、「戦争」が一つの「中心」を持ち、中心化され、中心化を行う言説」として、系譜学的な視点を構成する時に認識論の上で特別な機能を果たしているとしても、これすらもまた、特権的な位置を占めることはなく、必ずや相対化されなければならないのである。⁽⁴²⁾

フリーコーが最も激しく主権権力と法を批判したのは、一九七六年『社会は防衛しなければならない』における二月四日の講義においてであった。この講義の中で、彼はトマス・ホプブズの主権論を、ある種の戦略的なテキストとして解釈しているが、これはフリーコーがその系譜学によって相対化を行った好例だと言える。⁽⁴³⁾フリーコーから見れば、

『リヴァイアサン』の中でホッブズは、主権論を構築しているうちに、主権と違う関係構成としての「戦争」を完全に排除してしまった。要するに、ホッブズは規範的な次元で主権の必要性を基礎づける時、自然状態の中では「戦争」という概念を用いている。しかし、実際は人間の能力が本質的には平等であり、たとえ誰であっても、戦争を起こしたら必ず勝つという保証がないため、結果として、ホッブズの言う「万人の万人に対する戦争」は、せいぜい人間がお互いを恐れるくらいのものであり、戦闘そのものは過去には起こらなかったし、将来にも起こらないと言える。

従って、その意味で、ホッブズの言う第一の主権、すなわち設立による主権 (sovereignty by institution) は、人々が忌避と恐怖の意志のみに基づいて、人や集団に自分を代表させるものである。ここにおいて、戦争は起きていない。そして、第二の主権、すなわち獲得による主権 (sovereignty by acquisition) においては、確かにホッブズの議論は実際の戦争をめぐる展開しているが、主権の成立過程に限って言えば、ここでも戦争はあまり関係がないのである。勝者が敗者を殺したり、敗者が再び勝者に戦争を起こしたりするような、主権が成り立ちえない状況を除けば、敗者は死の恐怖によって勝者を彼らの新しい代表者として認め、主権を成立させるのである。つまり主権の成立を、恐怖に基づく承認という意志の次元に移すことで、ホッブズは主権が戦争の後、あるいは戦争を続ける意志が放棄された後の平和の状態においてのみ成立しようといった論を立てているのである。戦争はここで死の恐怖を増幅するものであるが主権の成立に大きくかわっていないという点は、設立による主権と同様である。従って、戦争は言及されているにもかかわらず、主権の成立に本質的なものではない。最後に、獲得による主権に近い第三の主権、すなわち子供に対する親の主権も、子供からの承認に由来するに過ぎない。⁽⁴⁴⁾ フーコーによれば、ホッブズは戦争を語っているうちに、いつしか戦争の意義を抹殺してしまっただのである。

もちろん以上の分析は、フーコーが主権権力と法を論の中心に据えたことを意味しない。というのも、フーコーは以上の分析を終えた後、再びこうした主権論に抗する「戦争」を議論し始めているからである。ここで重要なのは、

フーコーが主権権力と法を、「戦争」に抗する方途として再構成したことである。確かにこの時期、フーコーの分析は主権権力と法の対立面に集中しているが、主権権力と法の視点から「戦争」に抗することを表そうとするこうした姿勢は、常に対象を相対化していく系譜学の要請に対するフーコーの忠実な態度と見なすことができるだろう。

このように、まさに系譜学による相対化を通して、フーコーの中で、法と規範は共に独立性を持つものとして権力関係の網に編入されている。こうした相対化によって、フーコーは法権力をポジティブに取り扱う可能性を持つようになった。ただし、ポジティブに取り扱うと言っても、かつての古い法権力をそのまま利用するわけではない。「法権力」というものは確かに注目すべき批判的な機能がある一方、今ではもはや活力を失ってしまっている。次章では、法と規範が協働・対抗する関係を取り上げ、その中でいかに法権力が活力を持ち、そしてまた、活力を失っていったかについて論じていく。

四 古い法の不適切

以上の分析を踏まえ私たちは、法と規範はフーコーの系譜学においてそれぞれ独立性があり、一方を強調することが他方を否定するわけではないことがわかっている。従って、たとえフーコーが「規律実践のこのような技術と規律実践から生まれたこれらの言説が司法を覆いつくし、正常化の手続きがますます法律の手続きを植民地化しつつある」と言っている⁽⁴⁶⁾、彼においては、法権力をポジティブに把握する可能性が依然として存在している。本章で、私たちは理論の次元から実践の次元へ移行したい。フーコーにおける法と規範との緊張関係を描くことを通して、次のことを示すつもりである。

つまり、法権力は、規範とは異質なものであるから、依然として規範と正常化に対立するものである。しかし、

フーコーが言うに、法は主権による法として規範と合流する。それゆえ、これは今までの意味の法権利とは大きく異なり、新しい法権利と言つてもよいのである。

必ずしもフーコーはこうした議論に重点を置いたわけではないが、まず法と規範との対抗に関する彼の考えをさらってみよう。実際には、『狂気の歴史』からフーコーは、既にこうした対抗関係を意識してきた。この典型的な例として、フランス革命の直後で行われた収容所と病院の改革を挙げることができよう。これは、何人も法とそれが規定する形式によつてのみ監禁され処罰されることができるといふ人権宣言の原理に従つて、収容所などのパリの様々な規律装置が、法外（さらには違法）な監禁を行つていと認定され、解散または再建を要求された出来事である。⁽⁴⁶⁾ここで、法権利と規範は、互いに異質な権力の表徴であるため、それらが各自の論理によつて力を行使し、衝突したことは明らかである。つまり、第二章で論じたように、法の対象は、常に法に違反する者でしかない。反対に、規範の対象は逸脱者のみならず、正常な者さえもその対象となつてゐる。言い換えれば、法は犯罪、違法にのみ罰を科するのに対して、規範は行為一般に対して干渉するのである。従つて、フランス革命の中で権利が法的に普遍的な人権とされた際に、規律装置において規範に合わない原因で監禁されてしまった様々な個人は、その「普遍」の名義の下で「解放」されることになつた。人権を普遍的なものとする事で規範に対立し、抵抗の機能を果たすという法権利の一側面は、当時、フーコーによつてとりわけ深く論じられていたわけではないが、十数年後の一九七八年の「批判とは何か」にも依然として取り上げられており、彼が長く関心を持つていたことがわかる。フーコーは法権利について以下のようにも語つてゐる。

従つて、この観点から見れば批判とは、統治を前にするとき、普遍的かつ不可侵のいくつかの権利をその統治が要求する服従と対立させるのです。……それらの権利は、全ての政府が従わなければならないものです。……それは自然権 (droit naturel)

の問題の再発見です。無論、自然権はルネッサンスの発明ではないですが、一六世紀以降、批判的な機能を持つてきました。その機能は自然権が常に保持するものです。……ここで、批判は本質的に法的 (juridique) だと言えます。⁽⁴⁷⁾

ダ・フォンセカの指摘したフーコーの「法に対するポジティブな姿勢」⁽⁴⁸⁾は、まさにここに見られる。フーコーが批判を「それほど統治されないための技法」⁽⁴⁹⁾として定義する時に法権利の言説とその実践を批判の一形式として捉えているということは、法権利がフーコーにとって抵抗の拠点となりうることを示している。法権利の特殊性の一つは、それが否定的な言説によって行動を規定することにある。つまり、「あなたがそうしないこと」という言説によって規定されるのである。そこにおいて、事実であるかどうか、あるいはどこまで事実として普遍的であるのかどうかは問題ではない。法権利が普遍的なものとして機能している場合、権力の行使を受ける者に加えて、権力の行使を行う者もその命令に従わなければならない。そのため、被治者が、統治に抵抗したいとき、ある種の手段を介して統治者に法という禁令を課すことができる。従って、フーコーにおいてはやはり、法権利が依然として有効性を持っているのである。⁽⁵⁰⁾

確かに法権利は抵抗の拠点となることができる。ただし、ここで言う法権利は、古い意味の法権利ではない。マルクス主義が流行っていたという当時のフランスの文脈から見れば、今までの法権利は、その行使されているうちに、その最も純粹な意味で、つまり主権による法であるという意味で、法権利をめぐる実践は常に国家の秩序の維持や転覆として見なされており、新しい権利の産出は、(ブルジョワジーの、あるいはプロレタリアの) 新しい主権権力の成立なしには語られえない。その場合には、主権の構成にかかわらず、具体的な性格を持つ者たち(難民、LGBTなど)の権利は、語れないものになってしまう。

さらに、こうした自分自身の中に入り、統治されるべきであるが主権の論理に従って統治することができない特殊

的な対象の存在あるいは出現は、主権にとって生権力の行使、すなわち正常化との接点となっている。正常化の技術、これはエワルドの主張した通り、同質的なものを生産する技術なので、できる限り特殊な対象を普遍的な対象まで回収させることを目指す。こうした回収は、対象を主権の射程まで回収する機能をも担っている⁽⁵¹⁾。それと同時に、もし暫く回収できない対象があれば、それらを規律装置に「預ける」ことを合法化し、法は自身を代償に秩序を守ることができるようになる⁽⁵²⁾。より具体的に言えば、回収されえない対象は、たとえ法に違反しなくても、その回収できないという事実によって社会にとって潜在的なリスクだと見なされ、権利を失ってしまうことになる。この過程で、法は違法や犯罪を処罰するのではなく、ただ異常と思われた行為を処罰するのである⁽⁵³⁾。こうした法による処罰は、リスク回避によって合理的に説明することができるが、決して法そのものの論理に従わないのである。

ここから、私たちは法と規範が繋がりを持っていることがわかる。フーコーは一九世紀のフランスでのメトラーにおける感化院の実践について以下のように語っている。

しかしながら、正常性のコントロールは、「科学性」を保証したある医学またはある精神医学によって枠組みを強く与えられていた。しかも、直接であれ間接であれ法的保証をもたらす司法装置によって支持されていたのである。こうして、勢力のあるこれら二つの後見に守られ、さらに絆もしくは交換の場として、諸規範のコントロールの、抜け目のない技術が今日まで休みなく発展してきた⁽⁵⁴⁾。

この一節を、「諸規範のコントロール」、すなわち正常化が医学や精神医学をはじめとした人間科学と法によって正当化されることを説明した文として理解することに間違いはないだろう。ただし、ここで特に注意を払いたいのは、「絆もしくは交換の場として」の規範のことである。この「交換の場」は、法が規範に、そして逆に規範が法に何を

希求するのかを説明する。既に論じたように、法は、規範によって対象に適用されるかどうか判断され、正常化の技術によって適用不能な対象を適用可能な状態に回収させることが必要である。逆に、人間科学の「科学性」は、知識上の合理性があるとしても、こうした合理性は、人間の管理という政治的な領域に入るとき、つまり規範を構成する一部となるとき、直接に政治上の権威に転換することができず、権威を得るために法によって手助けされることが不可欠である。

従って、法の観点から見れば、規範は法に、自身の実践の中で、法的な合理性以外の必要な合理性を提供している。エワルド的な言葉で言えば、規範は法と違い、特定できる誰かによって規定されるものではなく、無数の言語的かつ行動的な社会的実践によって生み出される。明示的であれ黙示的であれ、社会的コンセンサス、すなわち認められた価値による領域である。法と別次元にある「科学性」という合理的な言説は、この規範の領域を通じて価値を獲得し、法に解される言説に翻訳されて法に法を作る合理性を提供することができるようになる。法は、依然として形式上主権の承認が必要であるけれども、その内実に有効性があるかどうかを確認するために必ず規範を参照しなければならぬのである。規範を通してこそ、法はその対象と関係を結び、純然たる形式から内実のある実定法に転換することができるようになる。⁽⁵⁵⁾ この意味で、規範は法に入り、両者は合流している。しかしながら、この法と規範の合流は、法と規範との間に一種の連続性を作り出し、「正常／異常」と「合法／違法」との境界線を曖昧にしたため、前述した法が法である領域を侵害してしまう可能性がある。

同時に、こうした法と規範の合流を通して、諸規範の間で、ある規範は他の規範より普遍性を持つようになった。そもそもメトレーの感化院、あるいは他の規律装置とそれらによって産出された規範は、社会における諸規範の一つに過ぎない。このような局所的な諸規範は、もし社会の一隅としての自身の局所性を乗り越えて社会の他の場所、さらに全社会というより普遍的な次元にまで自身の効力を拡散させようとするれば、「直接であれ間接であれ」国家と法

の助力が依然として必要になる。なぜならば、異なる規範の間には、決して平和状態などなく、諸規範は、各自の合理性を持ち、互いにおつかり合うことになるからである。ある規範が他の規範に優越するには、合理性以外の補助、つまり権威の助けが必要になってくる（例えば、鉄道においてレールの幅が一〇六七mmであろうと、一四三五mmであろうと、どちらかがより合理的であるということはない）。

法はここで、社会規模で公認される権威性を提供する源として機能しており、ある規範は権威を付与されることで、他の規範に優越することになる。「規律的強制が、支配のメカニズムとして行使されるようになると同時に、または権力の効率的な行使としては隠されるべきものとなったので、主権論は、司法装置において場所を与えられ、様々な司法的コードによって再活性化され完成される必要があった⁽⁵⁷⁾」。その結果、ある規範が総体的な社会的コンセンサスとして現れるとき、そのコンセンサスが人間の理性に基づいているわけではない。その裏には、常に他の異質なものが潜んでいるのである。ここで問題となるのは、一つの規範を取り上げることによって他の規範が否定され、次第に同質なものに回収されていく一九世紀以来の流れである。

従って、法権利は一定の効力を持つていながら、その有効性は——特に主権権力に基づきながら規範と合流してしまったという意味で——もはやその力を失っている。ただし、このことは、法権利が放棄されたことを意味するのではなく、かえって新しい法権利の到来を促している。「規律に抗して主権を頼りにすることでは、規律権力の諸効果自体を限定することができない。……規律実践に対して、というよりむしろ規律権力に抗して、規律的でない権力を求めるために、私たちが向かうべき方向は、古い主権の法ではないのである。新しい権利、反規律的だが同時に主権の原理から解放された権利の方向なのである⁽⁵⁸⁾」。いかに「反規律的」であると同時に「主権の原理から解放された」新しい権利を理解するかについては、次章で論じていくことになる。

五 新しい権利へ向けて

フーコーは『社会は防衛しなければならない』の中で、「反規律的だが同時に主権の原理から解放された権利」という言い回しを使っているが、ここからは、新しい権利の様態、つまり特殊な権利形態を読み取ることができる。

フーコーから見れば、今までの法権利が抱える問題点は、権利を普遍的なものに見なすところにある。前述したように、一六世紀以来、権利、特に自然権は、人間として誰もが持つものとして、確かにある期間の中で、ある種の統治（例えば絶対主義的な統治）に抵抗する機能を果たしてきた。これらの権力行使を通じて、確かに人間に関する新たな視点が生み出されてきたことは事実である。しかしこうした権利は、その普遍的な性格によって、特殊な個人、団体に「普遍になれ」と要請し、今や主権権力と生権力による複合的な権力行使を正当化するものとなっている。そこにおいて、こうした新しく特殊な経験、特に異常者たちに関する経験は、往々にして否定すべきものとして政治に組み入れられている。文脈は違うが、ルソーが言う「人間を自由であるように強制させる」という言葉は、この点で、主権権力と生権力による複合的な統治を宣言したものと見なすこともできる。こうした権力行使に対する正当化の裏に隠されているのは、見えない暴力性だけでなく、主体化＝隷属化と異なる主体化（subjectivation）の可能性である。

こうした主体化は、フーコーにおいて法権利と根本的に繋がっている。権力行使の中で、権力は、「真理の体制」（régime de vérité）として真理を生産する。「これらの真理の業＝行動（acte de vérité）へと個人に強い」、「これらの業の形式を規定し決定」し、「これらの業が実現したり特定の効果を持つたりするための諸条件を設置する」⁵⁹。言い換えれば、権力が真理を生産することは、人間の相互関係において、ある種の規範的認識が形成されることを意味する。この規範的認識は、真理の基準を定めるのである。そして、生産されてきた真理は、権力行使の価値と意味を定義づ

けるものであり、権力は自らの存在形式を肯定することになる。すなわち、真理を介して、権力は、自身によってもたらされた諸効果がいかなる条件と意味の下で有効であるか、または無効であるかを確認することができる。⁽⁶⁰⁾ こうした価値付与があるからこそ、権力行使は単なる力の行使とは区別される。それゆえ、権力は、力ではなく、権力と呼ばれる。真理は権力そのものと、その行使を可能にするものを同時に形づく⁽⁶¹⁾。法権利が社会的な規範意識から生み出された真理に基づいて何を認可するか、または罰するかを決めるのであれば、⁽⁶²⁾そして主体化というのがある真理に従って行動し、その真理を現前させる行為者を構成する過程であれば、真理を媒介にして、主体化は、ある主体が自らの真理を語る（語らされるのではない）ことを通して、自身のある種の権力を行使する主体（権力を行使される主体ではない）として構成し、真理生産＝権力行使のゲームに関与する過程を意味することになる。⁽⁶³⁾ この関与の中で、これらの特殊な主体とその真理に基づき、より具体的かつ特殊な権利は形成されていく。この特殊な権利は、特殊主体を、他の主体性の原理に従って主体化＝隷属化されることから守ることができる。言い換えると、ある種の生のありかた＝規範が、他の規範によって正常化されない（少なくとも恣意的にはなされない）としたら、それはこうした特殊な権利の反規律的な性格によるのである。そして、こうした特殊な権利形態について理解するために、次の二つの例を見ておけば十分だろう。

第一に、一九七〇年代初頭、監獄の内部の情報を外部へ公表することを旨とした監獄情報グループ (Groupe d'information sur les prisons, GIP) という運動に、フーコーは参加した。GIPのために書いた宣言書の中で、フーコーは「改革を提案すべきなのは我々ではない。我々はただ現実を人に知ってほしいと思うだけだ。しかも、現実を直ちに、殆ど時々刻々知ってもらいたい、というのもことは緊急を要するからだ。世論に警告を発すること、そして警戒態勢を取らせることが大切なのだ」と言っている。⁽⁶⁴⁾ この運動の目的は、フーコーによれば、改革を促すものでもなく権利を主張するものでもない。ただ知識人を媒介として、監獄における、語られない人々に彼、彼女ら自分自身の真

理を語る条件を作り出し、自分で彼、彼女らに属する権利を生む可能性を切り開くものでしかない。

実際には、普遍的主体と特殊主体をめぐって、フーコーの普遍的知識人と特殊知識人の区別が見える。人間の普遍的な良心や権利を踏まえある種の権力の濫用に抗う普遍的知識人とその抵抗は、もちろん意味がないわけではないが、二つの意味で問題がある。まず、人間の普遍的な良心や権利のみから出発した場合、様々な特殊主体の存在を忽せにする恐れが常にある。また、特殊主体の代わりに普遍的主体の名義の下で発言することは、普遍的知識人自身の主体化に大きな意味を持っているが——知識人である彼、彼女らが自身の真理を語っているに過ぎないため——特殊な者たちは依然として沈黙したままでおり、自身の真理を語ることができていない。従って、特殊知識人の「役割は、『わずかばかり先に立ってみたり傍に立ってみたり』して、誰もが口にできない真実を言明することではもはやなく、」⁽⁶⁵⁾「権力奪取を目的に闘うもの全員の側にたつて連帯し、これを切り崩し奪取するための闘争であって、その人たちを啓蒙すべく引きこもっていたのではいけない」。知識人はもはや語ることを独占してはいけない。逆に、知識人は語れない者たちに彼、彼女らに自分自身の真理を語る条件を作るべきである。フーコーがG I Pの実践を通して示しているのは、こうした特殊主体を主体化する可能性である。⁽⁶⁶⁾

第二に、一九八三年のあるインタビューにおいて、フーコーは、彼の師であったカンギレムと似ている口ぶりで「健康への権利」に言及した。彼から見れば、健康の需給が無制限に拡大しているため、実際のところ、全ての人に対して健康について有効な「理論的及び実践的な敷衍」を設定することはもはや不可能である。なぜなら、人々が「健康」を意識し始める時から、その健康は、各々の生に対して具体的であり、その生自身の規範的状态としか関連しないからである。そのため「『健康への権利』について語ることには、少しも意味はありません」とフーコーは言う。

むしろこれよりも意味があるのは、病気やその他のハンディキャップを防止する労働条件、またはある健康上の事

故が当局者の責任であるときに補償、損害賠償などを要求する権利である。⁽⁶⁷⁾つまり、重要なのは、「健康への権利」ではなく健康の手段への権利である。普遍的かつ客観的な「健康」という医学的な正常化を基礎づける概念を拒否し健康であるかどうかを特殊かつ主観的「主体的な判断に譲りながら、健康の手段の獲得を平等に確保する」という構想もフーコーの新しい権利における一つの実例である。⁽⁶⁸⁾

こうした権力行使「主体化」真理を語ることを通して、新しく特殊な権利を作り出す構想は、原理上その権利の基礎を個人の行動に置いている。それもフーコーがアピールしている新しい権利と主権に基づく古い権利の区別を示している。「政府に対しては、人権を」というテキストの中で、フーコーは珍しく人権をポジティブに見ているが、この中で、フーコーは以下のように言っている。

私たちは、今起きていることへの何かしらの共通の耐え難さ以外には、語り、共に語る資格を持たない個人としてここにいます。……事態は、私たちの手の届く範囲にはないのです。では、誰が私たちを任じたのか。誰でもありません。そしてそれこそが、私たちの権利をもたらすのです……アムネスティ・インターナショナル、人間の大地、世界の医師団などは、新しい権利を生み出したイニシアティブです。この権利とは、私的個人たちが国際政治と国際戦略の秩序に有効的に介入する権利です。諸個人の意志は、諸政府が独占しておきたいと望んだ一つの現実の中に刻み込まれるべきです。そして、少しずつ、一日一日、その独占をもし取らなければならないのです。⁽⁶⁹⁾

まさに、「私たちがここにいる」ということ、そして様々なNGOをはじめとする個々人によって取られた行動は、権力行使の最も直接的なしるしとして、諸々の「主権の原理から解放され」る権利の可能性を広げる。ナポリの言った通り、「行動は法的言表 (énoncé légal) の述語ではなく、逆に新しい権利の主張を基礎づける法的な未分化のモーメ

ントである⁽¹⁰⁾。確かに、これらの新しい権利は、最も根本的な問題、つまり主権の保護から外れたときにいかに対応すればよいのかという問題を依然として抱えている。しかし、ここで、フーコーが強調している具体的な方策という観点から見るとき、少なくとも私たちは、二つの考えを見て取ることができる。第一に、私たちが「主権の転用」と呼ぶものである。つまり、「私たち」という主権によって守られている者たちが権利を持たぬ者たちを守る中で、権利を持つ者、すなわち「私たち」はリスクを（少なくとも部分的に）自身へと移転し、自身を守る主権に、その原理に従って保護を要求することを通して、主権の保護を主権の構成部分以外にまで広げるのである。第二に、規範的な認識＝真理を生産することが権利の形成と関わるという観点から見れば、社会的、さらに国際社会的な次元で行動によって世論を作つてそれを通して持たぬ者に対する侵害を止めることも、主権の原理から解放される権利を作るための方策と見なすことができる。確かにこれらの方策は、不安定で脆弱であり、完全には主権から解放されていないのであるが、少なくとも、ある種の新しい権利が到来する可能性を示唆しているだろう。

六 結 論

以上のように、フーコーは新しい権利に関する構想を有していた。実際のところ、法権利の概念に関して彼がポジティブに強調していたのは、「法」の側面というよりも、むしろ「権利」の側面だということである。彼は法権利を論じる時に、意図的に「国家」、「制度化したもの」から距離を置き、行動——法を作る法的実践——とその権利を優先していたのである。ここで二つのことに注意しなければならない。

まず、「国家」、「制度化したもの」から距離を置くことからといって、彼が国家の法的機能を否定したわけではない。つまり、フーコーにとって国家とその法的機能をめぐる法的実践は、法権利が法権利となるような法的実践にお

ける唯一の手段ではなく、むしろ諸手段の一つに過ぎないものであったと言える。

そしてまた、フーコーにおいて、ある権利を作り出すことは、ある法律を作ることより広い意味を持っていたことにも注意を向けなければならない。彼にとつて権利を作り出すことは、行動を可能にする諸条件を整備し、創出することを意味するのである。ここで、法自体は依然として重要性を持つているが、権利の重要性と比べると、二次的なものになっている。権利という概念に手を加え、拡張することによって、フーコーの中で権利は単に権力から離脱していくためのものというネガティブな形でなくなった。むしろ、権利は、行動の「可能性」権力（*possibilité*）強めるものというポジティブな形で権力と繋がるようになったのである。つまり、「法権利」という言葉の中でフーコーが想定するのは、権力行使をこれまでよりも可能にしていける権力行使だということである。

こうした権力論的な性格のため、フーコーの法権利に関する構想（そしてさらに言えば彼の政治思想全体）は、規範的判断規準に欠け、それ故に相対主義に陥るおそれがあると批判されることがある。⁽¹⁾しかし、フーコーの立場、あるいは問題に対する彼の問い方から見れば、こうした批判は当たらない。彼にとつて重要なのは、まさにあたかも普遍的と思えるような規範的判断規準を拒否していき、歴史的かつ具体的な環境において局所的な規範的状态（主体が自分の置かれた環境との間で動的なバランスを作り出すことができる状態）を探していくことである。従つて、フーコーの思想の中に、いついかなる時も対立を調停するような「普遍的な原理」を求めることはできない。彼が常に求めているのは、ある時代、ある場所においてのみ形成される、特異性のある「特殊な原理」である。

そのため、ポット＝ボンヌヴィルが指摘した通り、私たちは、「権力の哲学者」と「法の哲学」をあまり早く対立させるべきではない。法権利とは何かを知るために、法権利がどうあるべきかを尋ねるときを中断する必要⁽²⁾がある。いや、むしろ、法権利は何をしたのか、何をしているのか、何ができるのかを考えることも、法権利に関する模索の中では重要である。後者の観点においては、法権利がある種の便宜的な手段として考えられている。従つて、

私たちが提起すべき問題は、フーコーが法権利に反対するかどうかというよりも、むしろフーコーの法的実践としての言葉と行動に、現在の私たちが何を学ぶことができるのか。すなわち、もし法権利を今とは違った形で用いることで、結果として異なる効果をもたらすことができるのであれば、そしてまた、もしフーコーの理想、つまり権力の暴力的な行使を「勢力均衡」のゲーム——全ての権力が互いに制約しながらその自由の空間を持つこと——に置き換えるということが読者にとって望ましいのであれば、私たちがいかに法権利を新しく使い新しい可能性を生み出すのかということが、これからの課題となってくるだろう。

- (1) 本稿のキーワードの一つとしたフランス語の「droit」は、同時に法と権利という二つの意味を持っている。文脈によって「法」と「権利」に訳し分けるが、総合的な訳語としては「法権利」を使用する。
- (2) Michel Foucault, *Histoire de la sexualité, tome I, La volonté de savoir*, (Gallimard, 1994), 117-8 (渡辺守章訳『性の歴史 I——知への意志』、新潮社、二〇二〇、一一六頁。なお、本論における引用文は、原則として既存の邦訳に従うが、一部の表記を変更した箇所がある)。
- (3) Alan Hunt and Gary Wickham, *Foucault and Law: Towards a Sociology of Law as Governance*, (Pluto Press, 1994), 59-61. 実 は 近 年、 研 究 の 深 化 に つ れ て、 ハ ン ト も こ の 論 点 を 修 正 し、 フ ー コ ー の 中 心 「 法 的、 司 法 的 か つ 規 範 的 な 諸 要 素 の 異 な る 組 み 合 わ せ が 混 在 し て い る 」 と の 意 を 認 め て い る。 Alan Hunt, 'Encounters with Juridical Assemblages: Reflections on Foucault, law and the juridical', in *Re-reading Foucault: On Law, Power, and Rights*, (Routledge, 2013), 80, を 参 照。
- (4) François Ewald, 'Un pouvoir sans dehors', dans *Michel Foucault Philosophe*, (Seuil, 1989), 200-1.
- (5) François Ewald, 'The Law of Law', in *Autopoietic Law: A New Approach To Law And Society*, (de Gruyter, 1987), 45. また François Ewald, 'Norms, Discipline and the Law', in *Law and the Order of Culture*, (University of California Press, 1990), 154-5, を 参 照。 も ち ろ ん、 エ ワ ル ド 自 身 の 観 点 は、 フ ー コ ー の そ れ と 完 全 に 一 致 す る わ け で は な い。 法 に 対 す る フ ー コ ー の 主 張 に つ い て、 エ ワ ル ド は 一 種 の 批 判 的 な 弁 護 を 行 っ た。 一 方 で、 エ ワ ル ド は、 フ ー コ ー は 「 司 法 的 な も の 」 —— 主 権 権 力 に よ っ て 制 度 化 さ れ た 主 権 権 力 の 自 己 表 象 の シ ス テ ム —— と い う 限 定 的 な 対 象 に し か 反 対 せ ず、 法 現 象 一 般 に 反 対 す る わ

- けではないと指摘している。他方でエワルドは、フーコーは法を考える新しいアプローチを示しているが、新しい法（規範による法や社会法）を視野に入れた分析が欠けており、現代社会（生政治の時代）の様々な法的装置の役割と性質を取り違えていると批判している。ある意味で、エワルドは「フーコー研究者」として社会法に関する研究を介してフーコーの延長線上にフーコーの理論の空白を埋めたとも言えるが、彼がフーコーよりも規範の意味をポジティブに受け取っていることも事実である。先述した論文以外に、François Ewald, 'Michel Foucault et la norme', dans *Michel Foucault: Lire l'œuvre*, (Editions Jérôme Millon, 1992), 228-32, を参照。
- (6) Ben Golder and Peter Fitzpatrick, *Foucault's Law*, (Routledge, 2009), 11-25, 103-7.
- (7) *Ibid.*, 71-86. 同論文点にこうして Peter Fitzpatrick, 'Foucault's other law', in *Re-reading Foucault: On Law, Power, and Rights*, 57-9, を参照。
- (8) Mathieu Potte-Bonneville, *Foucault et le droit*, https://philolarge.hypotheses.org/files/2017/09/08-01-2003_PotteBonneville.pdf (1er Juin, 2022).
- (9) Paolo Napoli, 'Face au droit: Moments d'une expérience foucauldienne', dans *Michel Foucault: Trajectoires au cœur du présent*, trad. par Francesco Paolo Adomo et Nadine Le Lirzin, (L'Harmattan, 1998), 179-185. タ・ノンセカの観点にこうして Marcio Alves da Fonseca, *Michel Foucault et le droit*, trad. par Thierry Thomas, (L'Harmattan, 2014), 181-226, を参照。
- (10) 関良徳『フーコーの権力論と自由論——その政治学的構成』、勁草書房、二〇〇六、一六五—二〇八頁。
- (11) 「法」を「規範」に対置させるというフーコーの語法について説明しておきたい。フーコーは、法そのものが一つの社会的規範であることを否定したわけではない。ただし、技術上での観察可能な相違に基づきフーコーは法とその技術と正常化の技術と概念的に区別する必要があると主張している。従って、規範性の有無という意味ではなく、統治技術という意味で、法を規範に対置させるのである。
- (12) *La volonté de savoir*, 177-9 (邦訳、一七一一—一七二頁).
- (13) 「法律が君主の意志としての価値を有する点では人格的に、また法律の力が君主の力である点では身体的に、それは君主を傷つけるのである。……君主の介入は、……君主を傷つけた者に対する直接の反駁である」。処罰権は「したがって君主の保持する、自分の敵と戦う権利の、いわば一側面となるわけである」。Michel Foucault, *Surveiller et punir*, (Gallimard, 1975), 51-52 (田村淑訳『監獄の誕生——監視と処罰』、新潮社、二〇二〇、五六—五七頁)。

- (14) 「法律に違反する者たちに対して、法律は少なくとも最後の手段としては、この絶対的脅迫によって答える」。 *La volonté de savoir*, (Gallimard, 1994), 189 (邦訳、一八二頁)。
- (15) Michel Foucault, *Les anormaux*, (Seuil/Gallimard, 1999), 46 (慎改康之訳「異常者たち」、筑摩書房、二〇〇二、五五頁)、亀甲括弧は引用者による、以下同。
- (16) Michel Foucault, *Sécurité, territoire, population*, (Seuil/Gallimard, 2004), 58-9, 65 (高桑和巳訳「安全・領土・人口」筑摩書房、二〇〇七、七〇―七二頁、七八頁)。
- (17) フーコーは法の主権性、あるいは抑圧性を強調しすぎて法の規範性を恣にしてしまったとしばしば言われている。例えば、ジャン＝フランソワ・ケルヴェガンによると、「自然法主義的なパラダイム (paradigme jusanaraliste) に対する批判に基づいて、人権の諸テーマの暗部を露呈することを正当に望んだ結果、フーコーは、赤ん坊 (社会的な権力関係の単なる飾りでない規範性の可能性) をお風呂の水 (自由主義的かつ共和主義的なイデオロギー) と一緒に捨てるのではないか」。 Jean-François Kervegan, 'Foucault, le droit, la norme', dans *Foucault(s)*, (Editions de la Sorbonne, 2017), 175. こうしたフーコーの法理解は、あまりに単純化しているとみされることもあるが、私たちはまず、それをフーコーの問題化 (problématisation) として理解すべきだろう。つまり、フーコーは概念上で法と規範との差異、さらに近代社会において規範がこれまでになく優勢になったことを強調するために、法の特定の性格を強調している。これはフーコー自身が自らのアプローチについて述べたことでもある。「安全・領土・人口」の草稿でフーコーは次のように述べている。「方法は、後で片づけてしまうためだけに作られるべきである。しかし、ここで問題なのは一つの方法であるというよりむしろ一つの視点であり、まなざしの馴化であり、観察者の位置を移動させることで事物の「支え(っ)」をゆがめるやりかたである。ところで、このような移動はいつか効果を生むように思われる。それらの効果は、何としても保守しなければならないとまでは言わずとも、少なくともできるだけ長く維持するに値する。つまり、「まなざし」をある点に集中させることで、必ず「後で片づけ」なければならなくとも効果的な論点を作り出すというのが、フーコーの系譜学の特徴の一つである。 *Sécurité, territoire, population*, 123 (邦訳、一四八頁)、角括弧は編集者による。
- (18) *La volonté de savoir*, 179 (邦訳、一七二頁)。
- (19) *Ibid.*, 189 (邦訳、一八二頁)。
- (20) 「法が社会を守るために特定の個人を排除しようとするのに対して、規範は最大限の個人を単一の知の領野に含めようと

- する。法は質的な区別を定め、内部と外部をマークする。それに対して、規範とは、正常から異常までの無限のグラデーシオンを持つ可能性である」。Philippe Chevallier, 'Michel Foucault and the question of right', in *Re-reading Foucault: On Law, Power, and Rights*, 174.
- (21) 「対置されうる二つの権力の体系について」一つは、十八世紀の哲学者たちに見いだされる古い体系であるが、人々が原始的権利を移譲し主権を構成するものとして権力を捉え、契約が政治権力の母胎であるとする立場である。そのようにして構成された権力は自らを越えるとき、つまり契約の条項そのものからはみ出すときには、圧制になる危険があるとされる」。Michel Foucault, *Il faut défendre la société*, (Seuil/Gallimard, 1997), 17 (石田英敬／小野正嗣訳『社会は防衛しなければならぬ』、筑摩書房、二〇〇七年、二〇〇頁)。
- (22) 「従って、異常なものと正常なものを分ける線は、確定したものではない。それ〔正常と異常の区別〕は、自然／本性を参考にしない。異常なものは正常なものにある」。François Ewald, 'Un pouvoir sans dehors', dans *Michel Foucault Philosophe*, 201.
- (23) *Securité, territoire, population*, 58 (邦訳、七〇頁)。
- (24) さらに、以下の段落をも参照。「この主権の理論、及びそれを中心とした司法的なコードが、規律のメカニズムに法システムを重ね合わせることを可能にしたのである。この法システムは、規律の諸実践に仮面を被せ、規律に含まれる支配や支配の諸技術を消し去り、最終的には、個々人に対して国家主権を通して各人それぞれの主権を行使することを保証するものだったのである」。Il faut défendre la société 24, 33 (邦訳、一九九頁、二九九頁)。
- (25) Michel Foucault, 'Entretien avec Michel Foucault', dans *Dis et écrits II*, (Gallimard, 2001), 150 (小林康夫等編『フーコー・フーコー思考集成VI』、筑摩書房、二〇〇〇年、二〇五頁), *Il faut défendre la société*, 31 (邦訳、三七頁)。
- (26) Michel Foucault, 'Nietzsche, la généalogie, l'histoire', dans *Dis et écrits I*, (Gallimard, 2001), 1009 (小林康夫他編『フーコー・フーコー思考集成IV』、筑摩書房、一九九九年、一八頁)。
- (27) *Ibid.*, 1012 (邦訳、一三三頁)。
- (28) *Securité, territoire, population*, 10 (邦訳、一一頁)。
- (29) 「今日、我々には世界は『驚くほど多彩で、深遠で、意味深い』ものように見える。それは『無数の誤謬と幻想』がその世界を生み出したのだからであり、まだ密かにこの世界にはびこっているからである」。Ibid., 1016 (邦訳、二八頁)。

- (30) 戦争における二つの概念を区別するために、以下、視点や言説としての戦争を「戦争」と表記し、実際の戦争や戦争そのものをそのまま戦争と表記する。
- (31) Daniel Defert, 'Le « dispositif de guerre » comme analyseur des rapports de pouvoir', dans *Lecture de Michel Foucault Volume 1: A propos de « Il faut défendre la société »*, (ENS Éditions, 2001), 59-60.
- (32) 「一つのことにはつきりしてゐる。すなわち、人々が内戦のさなかにいたということである。といっても、万人の万人に対する戦争の中にいたというのではなく、裕福な者と貧しい者との戦い、持つ者と持たざる者との戦い、あるいは雇用する者とプロレタリアとの戦いが行われていたということである」。Michel Foucault, *La société punitive*, (Seuil/Gallimard, 2013), 23 (八幡恵一訳「処罰社会」筑摩書房、二〇一七、三二頁)。
- (33) 「17世紀に端を発した人種闘争に関する言説は、二つの人種の間ではなく、真実で唯一であると思われる、権力を握り規範の保持者である人種から、その規範から逸脱する者たち、生物学的遺伝形質にとって危険となる者たちに対して行う闘争の言説となるのである。…：社会の内部において、人種闘争の言説を、排除と選別、そして最終的には社会の正常化の原理として機能させることになる諸制度が生まれることになるのである。…：一つの社会が自分自身に対して、社会自身の構成要素、社会自身の所産に対して行使する人種差別主義、絶えざる浄化という内なる人種差別主義、それが社会の正常化の基本的な次元の一つとなるのである」。Il faut défendre la société, 53 (邦訳、六三—六四頁)。
- (34) Michel Senellart, 'Situation du cours', dans *Sécurité, territoire, population*, 382 (邦訳、四五四頁), さらにマウロ・ベルターニとアレックスandro・フォンターナの論文を参照。Lecture de Michel Foucault Volume 1, 19-20, 49.
- (35) *Il faut défendre la société*, 16-7 (邦訳、一九—二〇頁)。
- (36) 重田園江『フーコーの風向き——近代国家の系譜学』、青土社、二〇二〇、二五四—二五八頁。
- (37) 「知について、そして知が権力と取り持つ関係を分析してみる際、戦略の概念は欠くことのできないものです。この概念が含意しているのは、人が戦争を行うのは…：知というものを通じてであるということではないでしょうか。戦略というものによって、支配の技術としての権力が有する諸関係の分析が可能となるのではないのでしょうか。あるいは、支配とは戦争の引き延ばされた一形式に過ぎないと言ふべきなのでしょうか」(傍点原著)。Michel Foucault, *Des questions de Michel Foucault a « Hérodote »*, dans *Dis et écrits II*, 94 (『集成VI』、一二二頁)。「一つだけ確かならこのように思われるのは、権力の関係を分析するために、我々は、目下のとこら二つのモデルしか持ち合わせていない、ということです。つまり、法的

- なモデル（法、禁止、制度としての権力）、諸力の関係という観点からの、戦争もしくは戦略のモデルです」。Michel Foucault, 'Non au sexe roi', dans *Disc et écrits II*, 268 (『集成VI』, 三六一頁)。ここでフーコーは「戦争」と「戦略」を区別せず用いているが、八〇年代に入ると、「戦略」しか使わなくなった。注(39)も参照。
- (38) Daniel Defert, *op. cit.*, 64.
- (39) Michel Foucault, 'Nietzsche, la généalogie, l'histoire', dans *Disc et écrits I*, 1016 (『集成VI』, 二七頁)。
- (40) Daniel Defert, *op. cit.*, 65.
- (41) こうした批判的な内在化については、「真理のゲーム」という八〇年代以降、フーコーの多用する概念、及び主体の倫理学の問題領域において主題化された「自己への配慮」「自己との関係」など、いくつかの例があるが、ここでは一つだけあげておく。他界する数カ月前のあるインタビューにおいてフーコーは次のように語った。「第一に、諸自由の間の戦略的ゲームとしての権力の諸関係——これは一方が他方の振る舞いを決定しようとし、他方は相手に振る舞いを決定されないようにしたり、反対に相手の振る舞いを決定し返そうとすることによって応答するような戦略的なゲームのことです。そして他方には支配状態があります。……そしてこの二つの間、権力のゲームと支配状態の間に、統治の技術があります。……私の権力の分析にはこれらの三つの水準があります。つまり戦略的な諸関係、統治の諸技術、支配状態の三つです」。ここからわかるのは、系譜学的なアプローチは、晩年の倫理学の問題に関する研究においても依然として核心的な機能を担っているほか、「戦略」や「戦略的」という「戦争」と関連する概念が関係という言葉を修飾しているということである。Michel Foucault, 'L'éthique du souci de soi comme pratique de la liberté', dans *Disc et écrits II*, 1547 (小林康夫他編『ミシェル・フーコー思考集成X』, 筑摩書房, 二〇〇二, 二四四頁)。
- (42) *Il faut défendre la société*, 53 (邦訳, 六三頁)。
- (43) より厳密に言えば、フーコーのホップズ解釈は、一九七三年の『処罰社会』の一月一〇日の講義に端を発している。ただし、『処罰社会』でフーコーはもっぱら社会的集団や階級や人種の間で行われる内戦の視点からホップズの「万人の万人に対する戦争」を批判し、主権権力と法が内戦を抑えることができないと主張しており、ホップズの主権論に含まれている、「戦争」という言葉を考察するためだけに彼の著作を取り扱ったわけではなし。La société punitive, 26ff (邦訳, 三五頁以下)。また、本稿において、論旨と紙幅の関係上フーコーのホップズ解釈の妥当性は問題にしなかった。本稿において重視したのは、このホップズ解釈が彼のテキストの中でいかなる機能を果たしているかである。

- (44) *Il faut défendre la société*, 77ff. (邦訳、八九頁以下)。
- (45) *Ibid.*, 34-5 (邦訳、四一頁)。
- (46) Michel Foucault, *Histoire de la folie à l'âge classique*, (Gallimard, 1972), 440-3 (田村俶訳『狂気の歴史——古典主義時代における』、新潮社、一九八八、四四四—四四七頁)。
- (47) Michel Foucault, *Qui est-ce que la critique? suite de La culture de soi*, (Vrin, 2015), 38.
- (48) Márcio Alves da Fonseca, *op. cit.*, 195.
- (49) Michel Foucault, *op. cit.*, 37.
- (50) フーコーにおいて法権利が有効性を持っていたことは、ドゥフエールの証言からも読み取れる。あるインタビューで、ドゥフエールは以下のように言う。「フーコーがすべての権力、法、政府に反対するかという質問に対して」法についてはそうではありません。逆に、フーコーは法に賛意を示すかもしれません。我々の社会において、規範がより多くなっており、法が段々重要でなくなっていることが、彼にはわかっていました。彼にとって、それは極めて危険な事態でした。……規範がおびただしく出現する結果として、法は我々の社会から消えて去っています——規範が法に取って代わっています。法は、少なくとも議会の討論を介して作られるもので、こうした討論にはまだある程度の民主主義的なものが存在しています。反対に、規範は技術者と専門家による標準であり——世論から見れば——民主主義から離れるものです。そのためフーコーは、法に近づいてはいましたが、規範には反対していました」。丹尼爾・德菲爾、汪民安、友愛、哲学和政治…關於福柯的訪談 [J]. 讀書, 二〇〇八(1)・一二七. 筆者の知る限りでは、このインタビューはフランス語版がないため、中国語版から訳出した。
- (51) こうした同質性の産出について、フーコー自身は以下のように言っている。「それと同時に規律的拘束による周到な基盤状態の囲い込みがあり、これが事実においては同じ社会体の結束を担保しているということである。ところが、この基盤状態の囲い込みは、法にとって必要な対応物であるにもかかわらず、法に転記されることがいかなる場合にもあり得ない」。 *Il faut défendre la société*, 33-4 (邦訳、四〇頁)。
- (52) 法の論理、つまり犯罪しか処罰しないことを厳守すると、法と秩序との間に緊張関係が生じるため、司法は、機能するとき、法を行使するというよりも、むしろ規範を行使するのである。「フィリップ・ブーシェの定式はこうである。『司法は損害を氣遣ってなどいない。司法は混乱を危惧しているのだ』。起訴を行うかどうかの決定は秩序のためになされる。人は、

- 秩序のために警察が人々の首にくっわをはめるに任せている。秩序のために、完全に『望ましく』はない人々を排斥するのだ。Michel Foucault, 'Le citron et le lait', dans *Dits et écrits II*, 697-8 (小林康夫他編『ミシェル・フーコー思考集成VI』、筑摩書房、二〇〇〇、三三〇—三三二頁)。
- (53) Márcio Alves da Fonseca, *op. cit.*, 193.
- (54) Michel Foucault, *Surveiller et punir*, 303 (邦訳、三四二—三四三頁)。
- (55) François Ewald, 'Norms, Discipline and the Law', in *Law and the Order of Culture*, 155.
- (56) 「だが、いさう重要なのは、それ〔監禁〕が監獄を介して、一方では合法的な懲罰と、他方では規律訓練のメカニズムと同質化された点である。古典主義時代には既に曖昧になっていた、監禁と司法上の懲罰と規律訓練の諸機関との間の境界線は、今や消え去って大なる監禁連続体 (continuum carcéral) が組み立てられる……」。Michel Foucault, *op. cit.*, 304 (邦訳、三四四頁)。
- (57) *Il faut défendre la société*, 33 (邦訳、四〇頁)。
- (58) *Ibid.*, 35 (邦訳、四二頁)。
- (59) Michel Foucault, *Du gouvernement des vivants*, (Seuil/Gallimard, 2012), 91 (廣瀬浩司訳『生者たちの統治』、筑摩書房、二〇一五、一〇七—一〇八頁)。
- (60) 「真理が権力の外にあるのでも権力なしにあるのでもない……真理はこの世界に属している。真理はそこで権力の規則づけられた諸効果を保持している。……各々の社会はその真理の体制、その真理の『一般的政治』を持っているのである。……真あるいは偽である諸言表の区別を可能にする諸々のメカニズムや審級、その一方を認可し他方を罰するやり方。真理の獲得のために価値付与とされている諸々の技術や手続……。……」Michel Foucault, 'La fonction politique de l'intellectuel', dans *Dits et écrits II*, 112 (『集成VI』、一四九頁)。
- (61) ここで補足すべきなのは、フーコーは、彼の「真理」概念と「イデオロギー」概念の間にいくつかの重なり合うところがあることと認めているが、彼は「真理」を「イデオロギー」として理解すべきではないと強調している点である。というのは、そのマルクス主義的なニュアンスの下で、イデオロギーは確かに「それを真なることと信じる／信じさせる」という機能があるが、ある歴史のかつ普遍的な真理との対称において、常に権力(特にブルジョワ階級の権力)によって歪んだ「虚偽意識」の意味を持っている。それに対して、フーコーの系譜学、すなわち諸効果の歴史という視点から見ると、フーコー

- にとつてある権力関係は、認識されうる効果をもたらすことができれば、それが非実在ではなく、逆にこうした効果に關する認識によって肯定される実在的真であり、系譜学的な世界において自身が機能する位置を占めるようになることがわかる。一旦位置づけられると、たとえその権力関係が解体して消えたとしても、常に一つの実現の可能性として潜在している。それ自身の存在条件を満たすと再び機能し始めるのである。まさしく存在に対してこのように「永劫回帰」的な立場をとつたため、フーコーは、全ての真理が真でありうることを認めるようになったのである。イデオロギーに対するフーコーの態度につづけば、Michel Foucault, 'Entretien avec Michel Foucault', dans *Dis et écrits II*, 148 (『集成VI』, 二〇一頁)を参照。
- (62) *Il faut défendre la société*, 21-2 (邦訳 二六—二七頁)。または注(20)を参照。
- (63) フーコーが自身のゲイとしての経験について語ることは、こうした主体化の実践と見なすことができる。「質問者のゲイのアイデンティティを再確認する必要がないかという問いに対して」その通りです。私たちはむしろゲイという生の様式を創造すべきです。生成しているゲイです (Un devenir gay)。……私たちは自分たちを守るだけでなく、自分たちを肯定しなければならぬのです。アイデンティティとしてだけでなく、創造的な力として自分たちを肯定しなければなりません」(傍点原著)。Michel Foucault, 'Michel Foucault, une interview: sexe, pouvoir et la politique de l'identité', dans *Dis et écrits II*, 155 (『集成X』, 二五六頁)。
- (64) Michel Foucault, 'Manifeste du G. I. P.', dans *Dis et écrits I*, 1043 (『集成IV』, 六四頁)。
- (65) Michel Foucault, 'Les intellectuels et le pouvoir', dans *Dis et écrits I*, 1176-7 (『集成IV』, 二五九—二六〇頁)。
- (66) 「しかも、囚人たちが発言しはじめたとき、彼ら自身は監獄、刑罰制度、司法制度について一つの理論を持っていました。この種の反権力的言説、囚人とか犯罪者と呼ばれる人々が口にする対抗言説こそが重要であつて、犯罪についての理論ではありません」(傍点原著)。Ibid., 1178 (『集成IV』, 二六一頁)。
- (67) Michel Foucault, 'Un système fini face à une demande infinie', dans *Dis et écrits II*, 1195 (小林康夫等編『ワシエル・フーコー思考集成IX』, 筑摩書房, 二〇〇二, 二二八—二二九頁)。
- (68) 健康をめぐる権利について語るところから、私たちは再びフーコーの系譜学的な姿勢の内実を読み取ることができる。健康をめぐる権利の発生は、間違いなく生政治の時代においてのみ可能である。けれども、フーコーはその権利が生権力に由来しているから反対しているのではない。むしろ、彼は健康をめぐる権利の価値を認めた上で、生権力の濫用——普遍的かつ客観的な「健康」を作ること——を拒否している。つまり、ある権力を絶対的な形で行使することは批判的になると

同時に、この権力の相対的な有効性を肯定することになる。

- (69) Michel Foucault, 'Face aux gouvernements, les droits de l'homme', dans *Dis et écrits II*, 1526 (『集成X』、二二五頁).
- (70) Paolo Napoli, *op. cit.*, 180.
- (71) 最も有名な批判に「ごっべ」 Jürgen Habermas, *The Philosophical Discourse of Modernity*, trad. by Frederick Lawrence, (Polity Press, 1998), 276.を参照。
- (72) Mathieu Porte-Bonneville, *op. cit.*, 3.

葉 晨陽 (ヨウ シンヨウ)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴 中国人民大学国際関係学院政治学修士課程
専攻領域 政治思想史
主要著作 「ボジティブな権力論に向けて——フーコーとカンギレムとの関係をめぐって」『法学政治学論究』第一三三号(二〇二二年)